

## 防衛医科大学校病院規則第17号

防衛医科大学校病院光学医療診療部運営委員会規則を次のように定める。

平成16年12月1日

防衛医科大学校病院長 関根 勇夫

### 防衛医科大学校病院光学医療診療部運営委員会規則

改正 平成17年4月1日規則第3号  
平成18年3月31日規則第3号  
平成24年4月6日規則第3号  
平成28年4月1日規則第14号  
平成29年3月30日規則第1号  
令和5年6月29日規則第2号

(目的)

**第1条** この規則は、防衛医科大学校病院光学医療診療部（以下「光学医療診療部」という。）の円滑な運営を図るための防衛医科大学校病院光学医療診療部運営委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(構成)

**第2条** 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長は、副院長（医療安全担当）をもって充てる。

3 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 光学医療診療部長
- (2) 消化器・肝胆膵内科長
- (3) 感染症・呼吸器内科長
- (4) 上部消化管外科長
- (5) 下部消化管外科長
- (6) 肝胆膵外科長
- (7) 呼吸器外科長
- (8) 泌尿器科部長
- (9) 耳鼻咽喉科部長
- (10) 産科婦人科部長
- (11) 検査部長

- (12) 救急部長
  - (13) 総合臨床部長
  - (14) 看護部長
  - (15) 医療安全・感染対策部長
  - (16) 病院企画調整官
  - (17) 病院運営課長
  - (18) 光学医療診療部副部長
- (審議事項)

**第3条** 委員会は、光学医療診療部の運営に関する事項を審議する。  
(会議)

**第4条** 委員会は、必要に応じ開催する。

- 2 委員長は、委員会を召集し、その審議を主宰する。
- 3 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ議事を審議することが出来ない。
- 4 委員長は、必要に応じ委員以外の者を出席させることが出来る。

(庶務)

**第5条** 委員会の庶務は、事務部病院運営課において行う。  
(委任規定)

**第6条** この規定に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

#### 附 則

この規則は、平成16年12月1日から施行する。

#### 附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規則は、平成18年3月31日から施行する。

#### 附 則

この規則は、平成24年4月6日から施行する。

#### 附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

## 附 則

この規則は、令和5年7月1日から施行する。